

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

岡山県知事 殿

令和〇〇年11月30日

一級
 二級 建築士事務所 岡山県知事登録 第 1234 号
 木造

事務所名称

岡山県株式会社一級建築士事務所

所在地

岡山市北区内山下〇-〇-〇

電話

086-△△△-□□□

※この記入例は、事業年度
が10月1日～9月30日の
法人を想定しています。

建築士事務所の開設者の氏名又は名称
(法人の場合は法人名称及び代表者職氏名)

岡山県株式会社
代表取締役 岡山 太郎

事業年度

令和△△年10月1日
～ 令和〇〇年9月30日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の
代表者の氏名も併せて記載してください。

〔提出先〕 一般社団法人岡山県建築士事務所協会
〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-19
TEL 086-231-3479 / FAX 086-231-4575

〔提出形態〕 提出部数は1部です。持参又は郵送してください。
 左肩クリップ留めとしてください。
 提出された書類は返却できませんので、控えが必要な
場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。
 郵送の場合で控えが必要な方は、2部作成し、返信用
封筒（宛先を記入、切手を貼ったもの）を同封してく
ださい。1部に受付印を押印してお返しします。

受付

ポイント

- ① 毎事業年度の経過後、3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- ② 個人の事業年度は、1月～12月（暦年）です。
- ③ 建築士法第24条の6の規程による閲覧に供する書類と内容を整合させてください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
岡山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	令和 2.2.1～ 2.9.30
岡山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 5000 m ²	設計及び 手続の代理	R2.5.1～ 継続中
岡山県	倉庫	鉄骨造 平家建 1000 m ²	構造設計	R2.5.10 R2.7.10
岡山県	住宅	木造 2階建 180 m ²	設計及び 工事監理	R1.10.1 R2.3.20
ポイント ① 事業年度内に行ったもの全てについて、直近のものから記入してください。ただし、継続中のものは、期間欄に「R2.5.1～継続中」のように記入してください。 ② 1枚に収まらない場合は、複数枚にわたって全ての業務について記入してください。 ③ 記入すべき業務範囲は、建築士事務所として受託契約をした「建築物の設計」、「工事監理」、及び士法第21条に定める「その他の業務」(建築工事契約に関する事務、建物調査、関係法令の手続の代理等)です。 ※施工図を描いたり、「施工」のみの場合は、建築士事務所としての業にあたらないため、記入しないでください。 ④ 該当する業務実績がない場合は、「該当なし」と記入してください。				

(第三面)

所属建築士名簿

(ふりがな) 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
(きび ごろう) 吉備 五郎	一級建築士 (管理建築士)	○○○○○		○年○月○日		
(くらしき さぶろう) 倉敷 三郎	一級建築士	△△△△△		○年○月○日	構造設計一級建築士 (交付番号)	△年△月△日
(つやま じろう) 津山 次郎	二級建築士	□□□□	岡山県	○年○月○日		
<p>ポイント</p> <p>① 管理建築士であることがわかるように記入してください。</p> <p>② 所属建築士を全員記入してください。年度途中で退職された方については、氏名の下に「(○月退職)」等と記入してください。</p> <p>③ 建築士事務所登録の内容と整合が必要です。 (所属建築士に変更がある場合は、最新の情報を記入してください。)</p> <p>④ 建築士法第22条の2の規定による定期講習の受講日を記入してください。</p> <p>⑤ 構造/設備設計一級建築士である方は、交付番号及び定期講習の受講日も記入してください。</p>						
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 1	名 名 名 名 名	

平成20年11月28日改正施行後の定期講習について記入してください。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
吉備 五郎	設計業務の期間について、適切に確保するよう助言した。また、継続している物件とのスケジュールを勘案し、再委託する業務範囲について検討し、助言した。	R2. 4. 20

ポイント

- ① 建築士法第24条第4項の規定に基づき、管理建築士から開設者に対して述べられた意見の概要を記入してください。
- ② 該当する意見がない場合及び開設者が管理建築士を兼ねる場合は、「該当なし」と記入してください。

※ 管理建築士は、次に挙げる「建築士事務所の業務に係る技術的事項」を総括して、契約に際し、契約内容について意見を述べることが重要です。

- ・ 受託する業務の量，難易度，業務の遂行に必要な期間の判定
- ・ 業務に当たらせる技術者の選定・配置
- ・ 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務範囲の案の決定
- ・ 建築士事務所に所属する建築士をはじめとする技術者の行う業務の管理とその適性の確保